

第 92 回

浜田地区広域行政組合議会 定例会議案

令和 2 年 8 月 14 日

第 92 回浜田地区広域行政組合議会定例会付議事件

議案

- 承認第 1 号 専決処分の承認について（浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について）
- 承認第 2 号 専決処分の承認について（浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について）
- 認定第 1 号 令和元年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 5 号 浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 浜田地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 8 号 令和 2 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 9 号 令和 2 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

承認第 1 号

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 8 月 14 日 提出

浜田地区広域行政組合
管理者 久保田 章 市

浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について

浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 31 日 専決

浜田地区広域行政組合
管理者 久保田 章 市

浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例

浜田地区広域行政組合介護保険条例（平成 15 年浜田地区広域行政組合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「令和元年度から令和 2 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に、「3 万 1,410 円」を「2 万 5,128 円」に改め、同条第 3 項中「令和元年度から令和 2 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に、「3 万 1,410 円」を「2 万 5,128 円」に、「5 万 256 円」を「4 万 1,880 円」に改め、同条第 4 項中「令和元年度から令和 2 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に、「3 万 1,410 円」を「2 万 5,128 円」に、「6 万 726 円」を「5 万 8,632 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の浜田地区広域行政組合介護保険条例第 3 条の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

承認第 2 号

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 8 月 14 日 提出

浜田地区広域行政組合
管理者 久保田 章 市

浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について

浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 5 日 専決

浜田地区広域行政組合
管理者 久保田 章 市

浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例

浜田地区広域行政組合介護保険条例（平成 15 年浜田地区広域行政組合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、当該期日までに申請書を提出することができなかつたことについて管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期日後においても、これを行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

認定第 1 号

令和元年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 8 月 14 日 提出

浜田地区広域行政組合
管理者 久保田 章 市

認定第 2 号

令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 8 月 14 日 提出

浜田地区広域行政組合

管理者 久保田 章 市

議案第 5 号

浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例の一部を改正する
条例について

浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

令和 2 年 8 月 14 日提出

浜田地区広域行政組合
管理者 久保田 章 市

浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例の一部を改正する
条例について

浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例（平成 17 年浜田地区
広域行政組合条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 21 号を第 22 号とし、第 15 号から第 20 号をそれぞれ 1 号ずつ繰り下
げ、第 14 号の次に次の号を加える。

(15) 損害賠償責任の一部免責に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

浜田地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

浜田地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 8 月 14 日提出

浜田地区広域行政組合
管理者 久保田 章 市

浜田地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

浜田地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年浜田地区広域行政組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「厚生労働省令」を「厚生省令」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 8 月 14 日 提出

浜田地区広域行政組合
管理者 久保田 章 市

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例

(浜田地区広域行政組合監査委員条例の一部改正)

第1条 浜田地区広域行政組合監査委員条例(平成9年条例第5号)の一部
を次のように改正する。

第3条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改め
る。

(浜田地区広域行政組合職員定数条例の一部改正)

第2条 浜田地区広域行政組合職員定数条例(平成9年条例第8号)の一部
を次のように改正する。

第1条中「臨時又は非常勤の職員」を「任用される職員(臨時の職に関
する場合において臨時的に任用される職に限る。)」に改める。

(浜田地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一
部改正)

第3条 浜田地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
(平成17年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲
げる職員」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

令和 2 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）について

令和 2 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 5,044 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,223,012 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 8 月 14 日 提出

浜田地区広域行政組合
管理者 久保田 章 市

議案第 8 号

令和 2 年度

浜田地区広域行政組合
一般会計補正予算
(第 1 号)

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		991,839	△18,985	972,854
	1 負担金	991,839	△18,985	972,854
7 繰越金		1	9,924	9,925
	1 繰越金	1	9,924	9,925
8 諸収入		27,985	4,017	32,002
	2 雑収入	27,984	4,017	32,001
歳入合計		1,228,056	△5,044	1,223,012

(一般会計)

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		62,442	△5,987	56,455
	1 総 務 管 理 費	62,112	△5,987	56,125
3 民 生 費		154,337	955	155,292
	1 社 会 福 祉 費	154,337	955	155,292
4 衛 生 費		711,639	△12	711,627
	1 清 掃 費	711,639	△12	711,627
歳 出	合 計	1,228,056	△5,044	1,223,012

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	991,839	△18,985	972,854
7 繰越金	1	9,924	9,925
8 諸収入	27,985	4,017	32,002
歳入合計	1,228,056	△5,044	1,223,012

(一般会計)

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2総務費	62,442	△5,987	56,455			7	△5,994
3民生費	154,337	955	155,292				955
4衛生費	711,639	△12	711,627			4,010	△4,022
歳出合計	1,228,056	△5,044	1,223,012	0	0	4,017	△9,061

2 歳 入

1 分担金及び負担金

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
1 分担金及び負担金	991,839	△18,985	972,854
1 負担金	991,839	△18,985	972,854
1 総務費負担金	55,217	△8,704	46,513
2 民生費負担金	38,585	17	38,602
3 衛生費負担金	898,037	△10,298	887,739
7 繰越金	1	9,924	9,925
1 繰越金	1	9,924	9,925
1 繰越金	1	9,924	9,925
8 諸収入	27,985	4,017	32,002
2 雑入	27,984	4,017	32,001
1 雑入	27,984	4,017	32,001
歳入合計	1,228,056	△5,044	1,223,012

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	総務費負担金	△8,684	普通負担金	△8,684
2	企画費負担金	△20	普通負担金	△20
1	介護保険費負担金	17	過年度分低所得者保険料軽減負担金	17
1	清掃総務費負担金	△645	普通負担金	△644
			特別負担金	△1
2	ごみ処理費負担金	△9,653	普通負担金	△9,653
1	前年度繰越金	9,924	前年度繰越金	9,924
1	雑入	4,017	雇用保険料	17
			スラグメタル売払収入	4,000

3 歳 出

[款] 2 総務費

[項] 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	53,041	△5,987	47,054			7	△5,994

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	1,879	1 職員給与費 $\Delta 11$
2	給料	141	2 職員管理費 9
3	職員手当等	92	3 派遣職員給与費等負担金 $\Delta 8,600$
4	共済費	388	4 会計年度任用職員 2,615
8	旅費	104	
12	委託料	9	
18	負担金補助及び交付金	$\Delta 8,600$	

[款] 3 民生費

[項] 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 介護保険費	154,337	955	155,292				955

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区	分			
22	償還金利子及び割引料	888	1 低所得者保険料軽減事業	955
27	繰出金	67		

[款] 4 衛生費

[項] 1 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 清掃総務費	27,689	△88	27,601			10	△98
2 塵芥処理費	683,950	76	684,026			4,000	△3,924

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
2	給料	2,450	1 職員給与費 3,339
3	職員手当等	365	2 人事管理費 9
4	共済費	533	3 職員管理費 11
12	委託料	9	4 派遣職員給与費等負担金 $\Delta 3,447$
18	負担金補助及び交付金	$\Delta 3,445$	
1	報酬	76	1 会計年度任用職員 76

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給与費			
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)
補正後	(5) 2	8,717	11,503	8,483	28,703
補正前	(3) 2	6,762	8,912	7,922	23,596
比 較	(2) 0	1,955	2,591	561	5,107
区 分	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
補正後	5,464	34,167			
補正前	4,552	28,148			
比 較	912	6,019			

注 () は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給与費			
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)
補正後	(1) 2		11,503	6,818	18,321
補正前	() 2		8,912	6,623	15,535
比 較	(1) 0		2,591	195	2,786
区 分	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
補正後	3,691	22,012			
補正前	3,149	18,684			
比 較	542	3,328			

注 () は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給与費			
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)
補正後	(4)	8,717		1,665	10,382
補正前	(3)	6,762		1,299	8,061
比 較	(1)	1,955		366	2,321
区 分	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
補正後	1,773	12,155			
補正前	1,403	9,464			
比 較	370	2,691			

注 () は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の内訳 (千円)	区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	500	198		759	36	729
	補正前		198	264	579	36	1,427
	比 較	500		△ 264	180		△ 698
	区 分	管理職特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当組合負担金	退職手当組合特別負担金	
	補正後	8	3,760	1,768	725		
	補正前		3,154	1,550	714		
	比 較	8	606	218	11		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明(千円)	備考	
給 料	2,591	その他の増減分	昇格に伴う増加分	職員数の異動状況 現に在職する職員数 その他 補正後 3人 人 補正前 2人 人 増減 1人 人	
			141		
			その他の増減分		
			2,450		
職員手当	561		管理職手当	500	人事異動に伴う増
			扶養手当		
			住居手当	△ 264	支給なしに伴う減
			通勤手当	180	人事異動に伴う増
			特殊勤務手当		会計年度任用職員等による増
			時間外勤務手当	△ 698	人事異動に伴う減
			管理職特別勤務手当	8	人事異動に伴う増
			期末手当	606	人事異動に伴う増
			勤勉手当	218	人事異動に伴う増
			退職手当組合負担金	11	人事異動に伴う増
退職手当組合特別負担金					

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般行政職	
令和2年7月1日現在	平均給料月額(円)	319,120
	平均給与月額(円)	356,110
	平均年齢(歳)	53.80
令和元年7月1日現在	平均給料月額(円)	378,567
	平均給与月額(円)	491,105
	平均年齢(歳)	52.80

イ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和2年7月1日現在	7級	()	()
	6級	() 1	() 50.0
	5級	()	()
	4級	() 1	() 50.0
	3級	(1)	()
	2級	()	()
	1級	()	()
	計	(1) 2	() 100.0
令和元年7月1日現在	7級	()	()
	6級	() 1	() 33.3
	5級	() 1	() 33.3
	4級	() 1	() 33.3
	3級	()	()
	2級	()	()
	1級	()	()
	計	() 3	() 100.0

注 () は再任用短時間勤務の職員数 (外数)

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級
一般行政職	事務局長	課 長	係 長 専門員	係長、主任主事 主任技師
区 分	3 級	2 級	1 級	
一般行政職	主任主事 主任技師	主 事 技 師	主 事 技 師	

ウ 特殊勤務手当

区 分	一般行政職
給料総額に対する比率 (%)	0.3
支給対象職員の比率 (%) (令和2年7月1日現在)	100.0
代表的な特殊勤務手当の名称	危険物取扱手当

議案第9号

令和2年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和2年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ444,337千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,494,596千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月14日 提出

浜田地区広域行政組合
管理者 久保田 章 市

議案第 9 号

令和 2 年度

浜田地区広域行政組合
介護保険特別会計補正予算

(第 1 号)

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 分担金及び負担金		1,718,603	△33,998	1,684,605
	1 負担金	1,718,603	△33,998	1,684,605
4 国庫支出金		3,105,881	19	3,105,900
	2 国庫補助金	1,140,375	19	1,140,394
5 支払基金交付金		3,087,750	12,001	3,099,751
	1 支払基金交付金	3,087,750	12,001	3,099,751
6 県支出金		1,716,767	9	1,716,776
	2 県補助金	103,468	9	103,477
8 繰入金		154,338	65	154,403
	2 一般会計繰入金	154,337	65	154,402
9 繰越金		1	466,241	466,242
	1 繰越金	1	466,241	466,242
歳 入 合 計		12,050,259	444,337	12,494,596

(介護保険特別会計)

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		239,946	43	239,989
	1 総務管理費	191,250	43	191,293
4 地域支援事業費		684,566	46	684,612
	2 包括的支援事業・任意事業費	259,579	46	259,625
6 基金積立金		106,621	218,209	324,830
	1 基金積立金	106,621	218,209	324,830
8 諸支出金		4,002	226,039	230,041
	1 償還金及び還付加算金	4,001	226,039	230,040
歳出合計		12,050,259	444,337	12,494,596

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 分担金及び負担金	1,718,603	△33,998	1,684,605
4 国庫支出金	3,105,881	19	3,105,900
5 支払基金交付金	3,087,750	12,001	3,099,751
6 県支出金	1,716,767	9	1,716,776
8 繰入金	154,338	65	154,403
9 繰越金	1	466,241	466,242
歳入合計	12,050,259	444,337	12,494,596

(介護保険特別会計)

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1総 務 費	239,946	43	239,989				43
4地域支援事業費	684,566	46	684,612	28			18
6基金積立金	106,621	218,209	324,830				218,209
8諸 支 出 金	4,002	226,039	230,041				226,039
歳 出 合 計	12,050,259	444,337	12,494,596	28	0	0	444,309

2 歳 入

2 分担金及び負担金

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
2 分担金及び負担金	1,718,603	△33,998	1,684,605
1 負担金	1,718,603	△33,998	1,684,605
1 市町村負担金	1,718,603	△33,998	1,684,605
4 国庫支出金	3,105,881	19	3,105,900
2 国庫補助金	1,140,375	19	1,140,394
3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	99,938	18	99,956
6 介護保険保険者努力支援交付金	0	1	1
5 支払基金交付金	3,087,750	12,001	3,099,751
1 支払基金交付金	3,087,750	12,001	3,099,751
1 介護給付費交付金	2,973,003	12,001	2,985,004
6 県支出金	1,716,767	9	1,716,776
2 県補助金	103,468	9	103,477
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	49,969	9	49,978
8 繰入金	154,338	65	154,403

（介護保険特別会計）

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
	1 現年度分介護保険管理費負担金	△14,022	普通負担金 特別負担金	△13,445 △577
	3 現年度分介護保険給付費負担金	△17,458	普通負担金	△17,458
	5 現年度分地域支援事業費負担金（ 介護予防・日常生活支援総合事業）	△2,055	普通負担金	△2,055
	7 現年度分地域支援事業費負担金（ 介護予防・日常生活支援総合事業 以外の地域支援事業）	△463	普通負担金	△463
	1 現年度分地域支援事業交付金（介 護予防・日常生活支援総合事業以 外の地域支援事業）	18	現年度分地域支援事業交付金（介 護予防・日常生活支援総合事業以 外の地域支援事業）	18
	1 介護保険保険者努力支援交付金	1	現年度介護保険保険者努力支援交付金	1
	2 過年度分介護給付費交付金	12,001	過年度分介護給付費交付金	12,001
	1 現年度分地域支援事業交付金（介 護予防・日常生活支援総合事業以 外の地域支援事業）	9	現年度分地域支援事業交付金（介 護予防・日常生活支援総合事業以 外の地域支援事業）	9

8 繰入金

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
2 一般会計繰入金	154,337	65	154,402
1 低所得者保険料軽減繰入金	154,337	65	154,402
9 繰越金	1	466,241	466,242
1 繰越金	1	466,241	466,242
1 繰越金	1	466,241	466,242
歳入合計	12,050,259	444,337	12,494,596

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
2	過年度分低所得者保険料軽減繰入金	65	過年度分低所得者保険料軽減繰入金 65
1	前年度繰越金	466,241	前年度繰越金 466,241

3 歳 出

[款] 1 総務費

[項] 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	172,545	43	172,588				43

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	595	1 職員給与費 25
4	共済費	25	2 介護保険事務費 $\Delta 577$
12	委託料	$\Delta 577$	3 会計年度任用職員 595

[款] 4 地域支援事業費

[項] 2 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 包括的支援事業 ・任意事業費	259,579	46	259,625	28			18

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	18	1 介護給付費適正化事業費 46
4	共済費	28	

[款] 6 基金積立金

[項] 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 介護給付費準備 基金積立金	106,621	218,209	324,830				218,209

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
24	積立金	218,209	1 介護給付費準備基金積立金 218,209

[款] 8 諸支出金

[項] 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 償還金	1	226,039	226,040				226,039

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
22	償還金利子及び割引料	226,039	1 償還金 226,039

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給与費			
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)
補正後	(6) 3	10,104	16,016	12,015	38,135
補正前	(6) 3	9,491	16,016	12,015	37,522
比 較		613			613
区 分	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
補正後	7,022	45,157			
補正前	6,969	44,491			
比 較	53	666			

注 () は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)
補正後	(1) 3		16,016	10,173	26,189
補正前	(1) 3		16,016	10,173	26,189
比 較					
区 分	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
補正後	5,196	31,385			
補正前	5,171	31,360			
比 較	25	25			

注 () は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)
補正後	(5)	10,104		1,842	11,946
補正前	(5)	9,491		1,842	11,333
比 較		613			613
区 分	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
補正後	1,826	13,772			
補正前	1,798	13,131			
比 較	28	641			

注 () は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の内訳 (千円)	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	500	558		950		1,450
	補正前	500	558		950		1,450
	比較						
	区分	管理職特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当組合負担金	退職手当組合特別負担金	
	補正後	8	4,944	2,519	1,086		
	補正前	8	4,944	2,519	1,086		
	比較						

(2) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	一般行政職	
令和2年7月1日現在	平均給料月額(円)	333,365
	平均給与月額(円)	382,016
	平均年齢(歳)	54.40
令和元年7月1日現在	平均給料月額(円)	334,690
	平均給与月額(円)	407,115
	平均年齢(歳)	53.40

イ 級別職員数

区分	一般行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和2年7月1日現在	7級	()	()
	6級	()	1 () 33.3
	5級	()	()
	4級	()	2 () 66.7
	3級	(1)	()
	2級	()	()
	1級	()	()
	計	(1)	3 () 100.0
令和元年7月1日現在	7級	()	()
	6級	()	1 () 33.3
	5級	()	()
	4級	()	2 () 66.7
	3級	(1)	()
	2級	()	()
	1級	()	()
	計	(1)	3 () 100.0

注 () は再任用短時間勤務の職員数(外数)

(級別の標準的な職務内容)

区分	7級	6級	5級	4級
一般行政職	事務局長	課長	係長 専門員	係長、主任主事 主任技師
区分	3級	2級	1級	
一般行政職	主任主事 主任技師	主事 技師	主事 技師	